

では、規格等でリスクアセスメントはどのように定義されているのでしょうか。

『リスクアセスメント (risk assessment) とは、リスクの大きさを評価し、そのリスクが許容できるか否かを決定する全体的なプロセスのことである。

具体的には、リスク分析により明確化されたリスク因子に基づき、

1. リスク因子により組織の財務基盤にどのような悪影響を及ぼしうるかの評価
2. それにより、どのリスク因子を優先的に対処していくかの優先順位決定
3. リスク対処のコストパフォーマンスを、上述の財務基盤への影響度も絡めて分析評価し、再検討と言った手順を取る。

リスクアセスメントとは、リスク管理プロセス内のサブプロセスである。安全工学上はリスクとは、人、環境、物に悪い影響あたえる可能性と大きさ(の積)である。予測されるリスクの可能性と大きさ(予測値)と、許容されるリスクの可能性と大きさ(許容値)を比較し、予想値が許容値を上回った時リスク軽減の施策をとるという意思決定を行い、実際にその施策をとり、より安全な状態を実現するプロセスをとることになる。このプロセス全体がリスク管理プロセスである。このように、リスクアセスメントは、リスク管理プロセス内の意思決定サブプロセスとなる。(出典: フリー百科事典「ウィキペディア (Wikipedia)」)]

とされています。

どうやら、将来起こりうる可能性がある事故に対して、低減対策を施すための活動のようですが・・・。

ISO(国際標準化機構)と IEC(国際電気標準化会議)が共同で作成した ISO/IEC Guide 51:1999 (Safety aspects -- Guidelines for their inclusion in standards: 安全側面－安全面を規格に含めるための指針)では、

『リスクアセスメントとは、リスク分析とリスク評価の全プロセス』

と定義しています。ようするに、下図に示すように入手可能な情報を収集し、

手順 1: 使用および合理的に予見可能な誤使用を明確化し、

手順 2: 危害の潜在的な危険源を特定し、

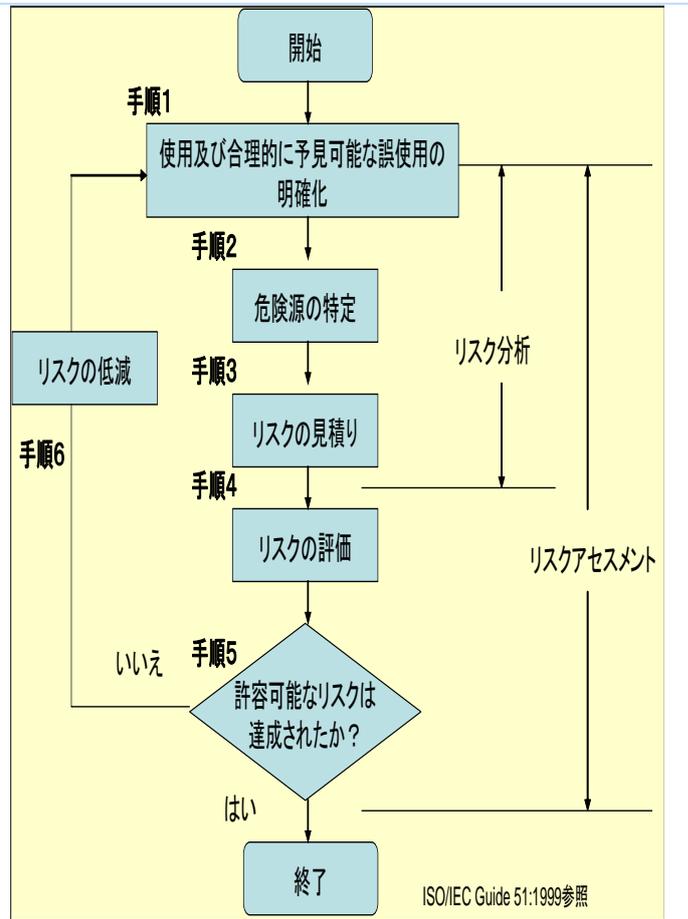
手順 3: リスクの見積もり(大きさ、影響度)を行い、

手順 4: そのリスクを評価し、

手順 5: さらにそのリスクに対して低減対策が必要かどうかを判断し、

手順 6: 低減対策が必要であれば対策を講じる一連のプロセスを指します。

すべてのリスクに対して低減対策を講ずる訳ではなさそうですね。無視できないリスクに対して低減対策を講じるようですね。後で詳しく説明しますが、無視できないリスクを許容できるリスクまで低減させることのように。確かに、あまり起こりそうもなく、起きても些細なリスクまで対応しようとすると、時間的にも経済的にも無駄が多いですね。



## 安衛則とリスクアセスメント

では、安衛則とリスクアセスメントの関係はどうなっているのでしょうか。安衛則では、『危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事』と表現されていますが、内容的には同じと考えます。

### ・ 安衛側 第三条の二

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第三条の二 法第十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関する事。
- 二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事。

三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。

### ・ 安衛側 第五条

(安全管理者の資格)

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当する者で、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの【筆者注：この研修にはリスクアセスメントが含まれている】

続く・・・